令和7年度 (第35回) 福井県まごころ基金助成事業 事務手続きの流れ

	処 理	区分	内 容
1	助成金交付請求	助成団体	助成決定各団体からの <u>交付請求書がすべてそろった段階で、助成金を交付</u> しますので、必ず期限内に提出してください。 【提出期限】
2	助成金の送金	県社協	【送金予定日】 令和7年8月20日 (水) ※ただし、全団体の請求書が8月13日に到着した場合
3	対象事業の実施	助成団体	事業計画書・予算書に沿って、対象事業を実施。 事業の進歩状況などで当初予算から変更が予想される場合は、速やかに事務局へ連絡するとともに必要書類を提出し、事前に承認を受ける必要があります。 【提出書類】・「変更申請書」・「変更収支予算書」
4	助成事業の完了	助成団体	助成事業および事業経費の支払いについては、必ず年度内に完了してください。 <u>支払いが年度内に完了しなかった場合は、当該経費が助成の対象になりません。</u> 【事業完了期限】 令和8年3月31日(火)
5	事業完了の報告	助成団体	【事業報告書類の提出期限】 ※提出期限: 事業完了日から1か月または
6	額の確定通知	県社協	助成事業の内容を検査し、適正と認められた場合、助成金の額の確定通知を送付します。

【 	ニータ 〉 各種様式は、県社協ホームページに掲載しています。 https://www.f-shakyo.or.jp/ >目的別に探す>助成金情報>まごころ基金助成事業		
■	福井県社会福祉協議会 総務企画課 担当:坂井		
〈問合せ・提出先〉	〒910-8516 福井市光陽 2-3-22		
■	TEL 0776-24-2339 / FAX 0776-24-8941 / E-mail somu@f-shakyo.or.jp		